

令和3年4月23日

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 中川 景司

令和3年4月の緊急事態宣言発令に伴う保育園の対応について

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保育園における感染対策にご協力いただき深く感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、文京区を含む都内地域に、まん延防止等重点措置が実施されているところですが、このたび、東京都を対象に、令和3年4月25日から5月11日までを期間とする緊急事態宣言が発令される見込みです。ゴールデンウィーク期間中の感染拡大防止を目的として、大型商業施設や飲食店等に対する休業や時間短縮営業を主内容とした要請が行われるものと伝えられております。

区内認可保育所等の運営については、社会経済活動を全面的に停止させるような状況ではないことから、緊急事態宣言発令期間中においても通常どおり行ってまいりますが、区として、令和3年3月まで実施しておりました「家庭保育の協力要請」及びお休みした日の基本保育料の日割還付を再度行うことといたしましたのでお知らせいたします。

なお、基本保育料の日割還付についての詳細及びお休みいただいた期間に係る在園資格の取扱い等は、改めて園を通じてご連絡するとともに区ホームページに掲載いたします。

記

1 保育園の運営について

- ◎保育園等の運営は原則開所としておりますが、感染拡大防止のため、緊急事態宣言発令期間中は「家庭保育の協力要請」期間といたします。ご家庭での保育が可能な場合は、ご協力くださいますようお願いいたします。
- ◎「家庭保育の協力要請」については、保護者の方の判断において、登園を控えることが可能な場合に限り、ご家庭での保育をお願いするものです。ご協力いただけのご家庭に、ご協力いただける範囲でお願いするものですので、登園する場合は、本来の保育の必要性をもってどなたでもご利用いただけます。
- ◎ご家庭での保育については、一日単位だけでなく、保育時間の短縮によるご協力も大変ありがたく、お迎え時間を早めていただくなど、保育時間の短縮にご協力ください。

◎「家庭保育の協力要請」期間において、感染拡大防止のため登園を控えていただいた場合は、一日単位とはなりますが、基本保育料の日割還付を実施いたします。

◎各園で行っております感染症対策には、引き続きご協力をお願いします。

なお、園で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、臨時休園となる場合があります。

2 その他

◎「家庭保育の協力要請」は、国の「自治体等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合」に当たる、いわゆる登園の自粛をお願いするものです。

◎ご家庭での子育てについてご不安や心配なこと、困りごとなどがありましたら、どうぞ抱え込まずに園または以下の相談先にご相談ください。

【相談先】 ○電話相談（平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

健康、育児（栄養、歯科）	保健サービスセンター	03-5803-1807
	保健サービスセンター本郷支所	03-3821-5106
ご家庭での子育ての不安や心配ごと	子ども家庭支援センター	03-5803-1109

◎国の緊急事態宣言や都の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

3 お問い合わせ

◎区立保育園に関すること

子ども家庭部幼児保育課 幼児保育係（電話 03-5803-1189）

◎私立保育園に関すること

子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当（電話 03-5803-1845）

◎基本保育料還付（返金）、在園資格に関すること

子ども家庭部幼児保育課 入園相談係（電話 03-5803-1190）